

第3次知立市行政改革大綱の 実行にかかる基本方針

平成17年 3月

知 立 市

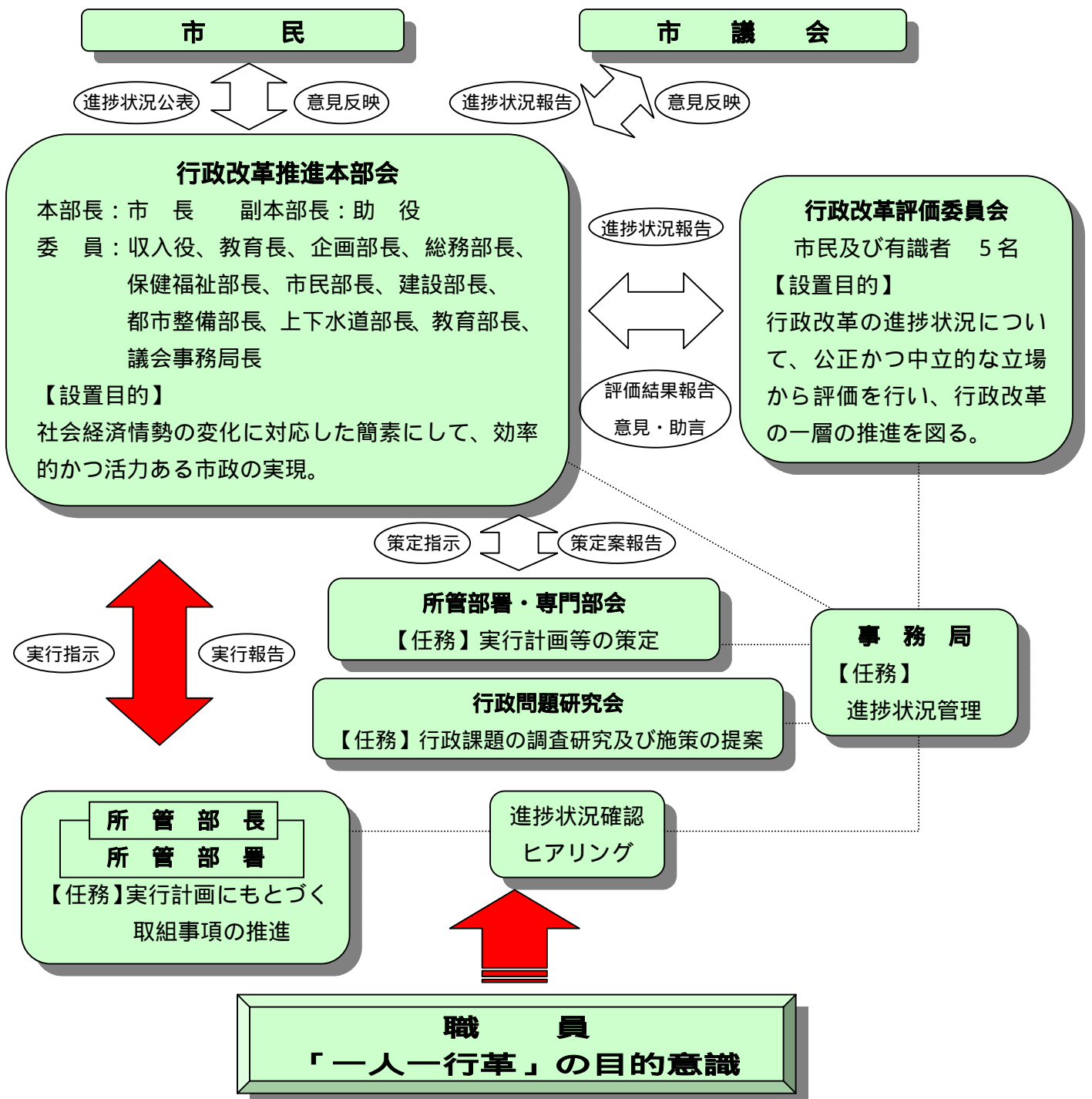
1 行政改革の推進方法

第3次知立市行政改革大綱を推進し実現させるため、市長を本部長とする知立市行政改革推進本部会を中心に、職員一人一人が「一人一行革」の意識を持ち、積極的に取り組むこととします。

各取組事項の推進については、各所管部署が責任を持って行うとともに、説明責任を負います。また、各取組事項の進捗状況を行政改革推進本部会において管理し、定期的に行政改革評価委員会へ報告するとともに、市広報紙やホームページに掲載し、広く市民へ公表していきます。

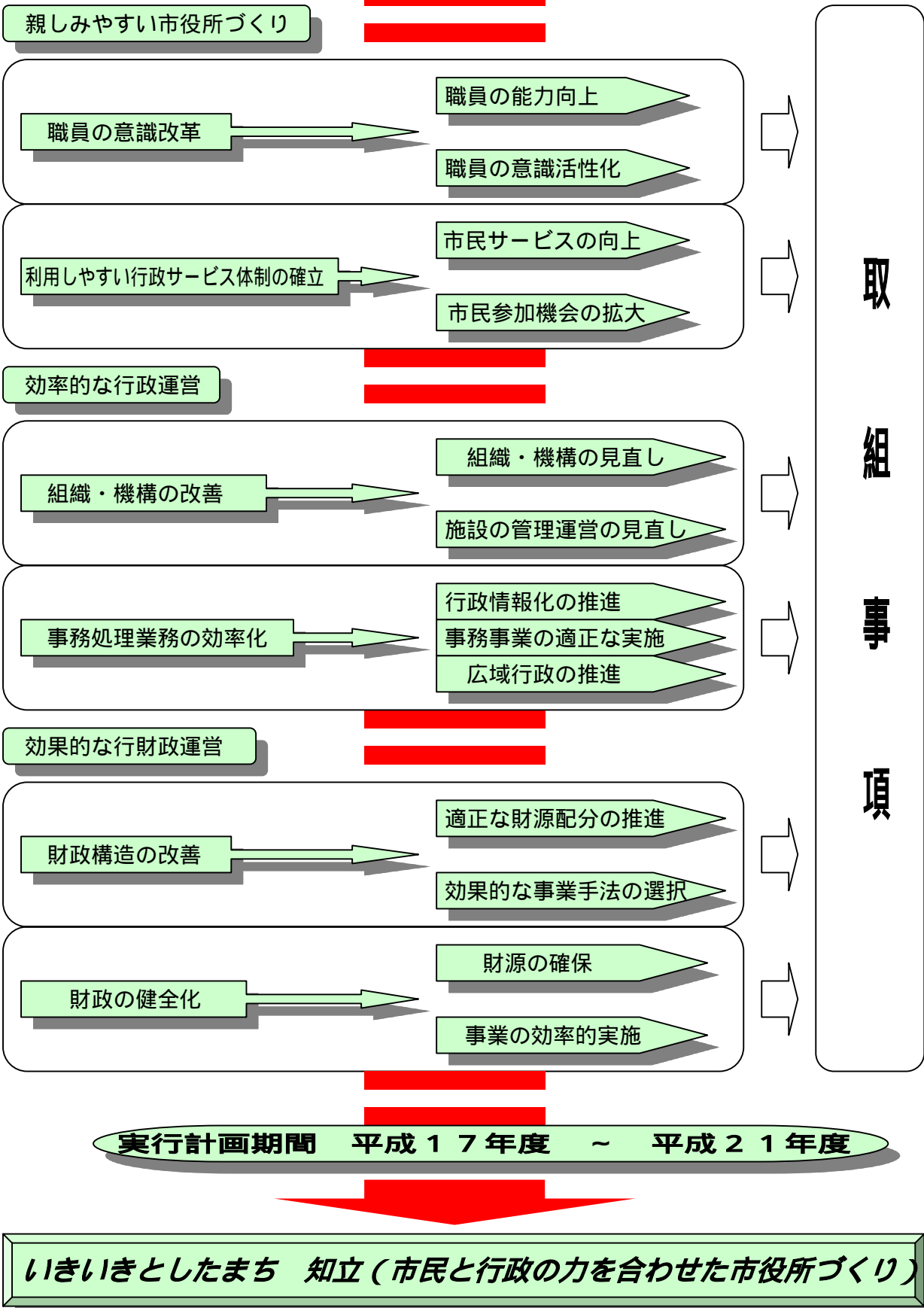
さらに、評価委員会や市民から寄せられた意見については、積極的に取り入れ、行政改革に反映させていきます。

【行政改革の推進体制】



【行政改革の基本フレーム】

知立市第3次行政改革大綱 ~ JUMP大綱 ~



2 推進にかかる具体的手順

各取組事項については、以下の取組事項分担一覧表に示す所管部署を中心に、積極的に実行していきます。（所管部署を中心とした総合的・横断的な行政改革を推進していきます。）

所管部署は、各年度当初に《別紙1》により各年度実行計画及び目標を設定します。（全庁的な実行計画を策定する必要がある取組事項については、専門部会を設置し、実行計画を策定します。）

この実行計画については、行政改革推進本部会での決定を経て、各所管部署において実行していきます。

また、取組み経過（実績）については、所管部長の総括により、所管課長または専門部会長が半年に一度、《別紙2》により行政改革推進本部会への報告を行い、段階的に進捗状況を管理します。

この進捗状況については、各年度終了後、行政改革評価委員会へ報告するとともに、市広報紙やホームページに掲載し、広く市民へ公表していきます。

【取組事項分担一覧表】

（所管部署については、決して所管を限定するものではありません。あくまでも記載の所管部署が中心となって、他部署との協力、他自治体との情報交換、プロジェクトや委員会の設置等を行い、積極的に推進していくという意味合いのものです。）

No	取 組 事 項 項 目	所 管 部 署
01	職員研修費への予算重点配分	秘書課
02	職員提案制度の見直し	企画課
03	各部局の運営方針の公開（仕事宣言）	企画課
04	人事評価制度の検討	秘書課
11	申請・届出手続の簡素化	総務課
12	職員マニフェストの作成	秘書課
13	待遇指導者研修の実施	秘書課
14	市民活動支援システムの導入・活用	地域振興課
15	市民活動支援機関設置の検討	地域振興課
16	既存補助金の見直しを含めた市民活動支援基金創設の検討	専門部会
21	定員適正化計画にもとづく職員数の削減	秘書課
22	戦略的組織・機構への転換（時代に即した体制の構築）	企画課
23	施設整備計画の策定・施設の統廃合の検討	専門部会
24	指定管理者方式への移行施設の選定（管理委託実施施設）	該当各課
	指定管理者方式への移行検討（直営施設）	専門部会
25	窓口業務や定型的業務についての委託組織設立の検討	専門部会
31	庶務事務システムの導入	企画課
32	総合文書管理システムの導入・施設予約システムの稼働	企画課
41	時間外勤務手当等の抑制	秘書課

42	契約方法の見直し・公共工事コスト削減計画の策定 (電子入札機能の導入・一般競争入札実施の検討)	総務課
43	各種補助金の見直し	専門部会
51	税収納システムの構築、徴収部門の組織強化の検討	税務課
52	市税前納報償金制度の見直し検討	税務課
53	各種使用料・手数料の見直し	専門部会
54	放課後児童クラブの有料化の検討	児童課
55	生涯学習等各種講座の有料化の検討	専門部会
56	企業誘致の推進	企画課
57	普通財産の処分計画の策定及び実施	総務課
58	既定計画・方針の見直し	全課

～専門部会の設置～

全庁的な実行計画を策定する必要がある取組事項については、専門部会を設置し、実行計画を策定します。(部会長は専門部会を統括し、責任を持って実行計画を策定します。)

施設整備専門部会

- 【取組事項】 (1) 施設整備計画の策定・施設の統廃合の検討
(2) 指定管理者方式への移行検討(直営施設)
(3) 窓口業務や定型的業務についての委託組織設立の検討

補助金見直し専門部会

- 【取組事項】 (1) 既存補助金の見直しを含めた市民活動支援基金創設の検討
(2) 各種補助金の見直し

使用料等見直し専門部会

- 【取組事項】 (1) 各種使用料・手数料の見直し
(2) 生涯学習等各種講座の有料化の検討

～行政問題研究会の設置～

将来の施策展開に備え、新たな行政課題を調査研究し、本部長に対し施策の提案等を行う行政問題研究会を設置します。(会長は半年に一度、研究結果(施策提案等)を行政改革推進本部会へ報告します。)

協働型まちづくり推進研究会

- 【取組事項】 (1) 知立市まちづくり基本条例にもとづく協働の推進

【スケジュール】

- H 1 7 . 2 月 本部会開催（行政改革推進基本方針及びスケジュール決定）
- 4 ~ 5 月 1 7 年度実行計画《別紙 1》の作成（所管部署・専門部会）
所管部署については所管課長、専門部会については部会長が作成
- 5 月下旬 本部会開催（1 7 年度実行計画の決定）
- 1 0 月下旬 1 7 年度推進状況中間報告書《別紙 2》の作成
- 1 1 月上旬 本部会開催（1 7 年度推進状況中間報告） 1 8 年度実施計画反映
- H 1 8 . 2 月 本部会開催（1 8 年度行政改革推進方針決定（取組事項の見直し等））
- 4 ~ 5 月 ・ 1 8 年度実行計画《別紙 1》の作成（所管部署・専門部会）
所管部署については所管課長、専門部会については部会長が作成
・ 1 7 年度推進状況年度報告書《別紙 2》の作成
- 5 月下旬 本部会開催（1 7 年度推進状況年度報告、1 8 年度実行計画の決定）
- 6 月上旬 行政改革評価委員会開催（1 7 年度進捗状況評価 1 8 年度実行計画報告）
- 6 月中旬 1 7 年度進捗状況及び評価結果公表（市広報紙、ホームページ等）
以降、毎年度繰り返し（～平成 2 1 年度）

《別紙 1》

決 裁	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係

第 3 次行政改革大綱推進実行計画書

記入日：平成 年 月 日

取組事項項目		記入者氏名		
		所属部署	部	課
17年度実行計画（実施内容及び実施スケジュール）				
17年度末目標（上記実行計画による年度末目標）				

記入日：平成 年 月 日

取組事項項目		記入者氏名		
		所属部署	部	課
17年度実行計画（実施内容及び実施スケジュール）				
17年度末目標（上記実行計画による年度末目標）				

毎年5月に行政改革推進本部会へ提出し、各年度実行計画を決定します。決定後、所管部署を中心に実行を進め、毎年11月と5月には《別紙2》により推進状況を報告します。

《別紙 2》

決 裁	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係

第 3 次行政改革大綱推進状況報告書

取組事項項目	所属部署	部	課
改革実行前（改革前の現状・問題点等）			
改革推進状況（記入日現在の進捗状況）			
効 果（見込）（改革によりどういった効果が生じたか or 生じる見込みか）			

毎年 11 月及び 5 月に、行政改革推進本部会へ報告するとともに、原文のまま市公式 H P へ掲載します。

数値で効果を表す場合は、積算根拠を記載すること。